

人手不足への対応に有効・必要な規制の緩和について

1. 外国人材の確保について

(1) 全般

規制緩和の内容	・外国人材の受入申請において必要となる書類を必要最小限にとどめるなど、事務手続きを簡素化
規制緩和が必要な理由	・外国人材の受入申請においては、膨大な書類が必要となっており、監理団体や受入事業者の負担が大きいため
所管府省庁等	出入国在留管理庁 等

(2) 農業

規制緩和の内容	・外国人材が従事できる業務に設けられている制限を、現場での実態に即して緩和
規制緩和が必要な理由	・外国人材が従事できる業務には、「栽培管理又は飼養管理が含まれていることが必要、集荷場のみの従事は不可（特定技能）」といった制限があり、JA 集出荷場で雇用したい場合など、対応が難しかったため
所管府省庁等	農林水産省

(3) 林業、木材・木製品製造業

規制緩和の内容	・外国人技能実習制度廃止後の新たな制度（（仮称）育成就労制度）において、林業・木材産業分野を対象職種として指定 ・特定技能制度においても、林業・木材産業分野を対象職種として追加
規制緩和が必要な理由	・技能実習制度では、林業分野が2号対象職種に含まれていない。また、特定技能制度では林業・木材産業分野が対象職種に含まれていないため、人材の確保・育成が十分に行えない
所管府省庁等	厚生労働省、農林水産省、法務省

(4) 製紙業

規制緩和の内容	・外国人技能実習制度の見直し後の制度（育成就労制度）において、製紙業分野を対象職種として追加 ・併せて見直される特定技能制度においても、製紙業分野を対象職種として追加
規制緩和が必要な理由	・高知県ではパルプ・紙の令和3年製造品出荷額等が全体のうち11.5%と全国（2.2%）より高く、製紙業が主要な産業の一つである一方、同業種は技能実習制度ではごく一部のみ対象、特定技能制度では対象となっていない。 ・技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議から、制度見直しにおいては特に地方や中小零細企業において人材確保を図られるよう配慮する旨の報告もあることから、本県の製紙業のような地方の主要産業へ受け入れ対象分野を広げることが人手不足への対応として必要である。
所管府省庁等	厚生労働省、経済産業省

(5) 製造業

規制緩和の内容	・外国人技能実習制度廃止後の新たな制度（育成就労制度）において、ワイヤーハーネス製造事業を対象職種として追加
規制緩和が必要な理由	・企業の基幹事業であるワイヤーハーネス製造事業が人手不足であり、生産計画に影響が出ている。 ・基幹事業が制度の対象となることで、企業活動の安定化につながる。
所管府省庁等	厚生労働省、経済産業省

2. その他の規制緩和について

(1) 水産業

対象業種	漁業
規制緩和の内容	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠洋まぐろ漁業及び近海かつお漁業においては、トン数・航行区域等に応じて3～5級の航海士及び4～5級の機関士の乗船が必要とされている。 ・これらの資格を取得しようとする場合、水産高校等を修了した者以外は、長期間の乗船履歴（主に3～5年）が求められている。 ・なお、マルシップ方式の遠洋まぐろ漁船のみ、国交省の許可を受けて航海士、機関士の乗船の基準が特例的に緩められている。 ※マルシップ方式：日本船籍の船舶を、日本の船主が船体だけを外国の船主に貸し出し、外国人船員を乗り込ませて再び日本の船主がチャーターするもの（近海かつお漁業はマルシップ方式ではなく、技能実習制度により外国人を雇用） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近海かつお漁業では、特に4級機関士の免状を有している者の確保に苦慮しており、4級機関士の不在を理由に廃業する者も現れている。 ・県内漁業者からは、遠洋近海を航行する漁船の設備が近代化し機器類の操作等が容易になっている中で、現状の乗船履歴の必要性について疑問視する声が上げられている。 ・遠洋まぐろ漁業者や近海かつお漁業者は、漁業就業者が減少する中で漁業就業フェア等に積極的に参加しているが、航海士や機関士といった一定の地位に就くまでに長期間を要することで、若手就業者の就業意欲を下げているとの声もある。 <p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、遠洋まぐろ船では配乗基準が緩和されている中でも特段の問題が起きていないことを踏まえ、近海カツオ船においても配乗基準を抜本的に緩和し、下級の航海士・機関士の配乗でも航行可能となるような措置を検討していただきたい。（参考資料1） ・さらに、航海士や機関士の取得に要する乗船履歴を可能な限り短くするよう検討していただきたい。
規制緩和による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・航海士、機関士の配乗基準を見直すことで、これらの者の確保が容易となり、遠洋近海かつおまぐろ漁業の存続にも大きく貢献するものと考える。 ・航海士、機関士の資格の取得に要する乗船履歴を短くすることにより、若手就業者の就業意欲が増し、遠洋近海かつおまぐろ漁業の乗組員確保に大きく寄与する。
所管府省庁等	国交省

(2) 林業、建設業

対象業種	建設業、林業
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域づくり事業協同組合からの派遣が禁止されている、建設業及び林業（地ごしらえ、植栽）への派遣の解禁。
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域においては、建設業や林業が主産業であるが、担い手が不足している状況にあることから、派遣業種に加えてほしい旨の要望が出ている。 防災の観点から、森林を保全することは災害の防止にも役立ち、建設業は南海トラフ地震の際にも各地域に必要である。 なお、林業については「緑の雇用」新規就業者育成推進事業のトライアル雇用研修を活用することで派遣を可能としているが、手続きが煩雑のうえ、研修期間が2ヶ月と限定期である。
所管府省庁等	総務省、厚生労働省

(3) 建設業

対象業種	建設業
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行令第27条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を専任で配置すべき重要な建設工事となる工事の請負金額の引き上げ (例) ○建築一式工事以外 4,000万円以上 → 5,000万円以上 ○建築一式工事 8,000万円以上 → 1億円以上
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 当該規制については、近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直し（令和5年1月1日施行）が行われているが、工事費の上昇のみならず、少子高齢化に伴う労働力人口の減少が進む中、建設業においても若手入職者が少なく、人手が足りていない状況にあり、技術者の専任（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること）を要する工事については、事業者が技術者の配置が困難として、新たな工事を受注できない事態が発生している。 現在は、リモートでの現場把握などの通信環境が進歩しており、より大規模な工事の兼務が可能と考えられる。
所管府省庁等	国土交通省

(4) 建築業

対象業種	建設業（建築）
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設3Dプリンターで建築物を建てるときの基本仕様を原則的な規定に追加
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 少ない人手で建てることができ、技術の継承も比較的容易である3Dプリンターの建築物への活用が進むことは業界の活性化と持続に有効 基本仕様は現行の法規定に適合しておらず、特例措置を受けるための大蔵認定を膨大な時間や費用をかけて個別に取得するなどしなければ建築できないため住宅などへの活用が困難で現状のままでは普及が進みづらい。
所管府省庁等	国土交通省

(5) 運輸業

対象業種	運輸業（公共交通）
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生移住支援事業の対象外となっている出資金10億円以上の第三セクターのうち、公共交通事業を営む第三セクターについて、支援要件の拡充
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業の人手不足は深刻化する中、自治体からの出資金10億円の事業者から、同支援事業を活用したいとの要望がある。 県としても、将来にわたって公共交通事業を維持していくため、必要な措置と考えている。
所管府省庁等	内閣府

(6) 医療

対象業種	歯科医師、歯科衛生士
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> へき地等における労働者派遣法の適用除外により、へき地の医療機関には医師だけでなく看護師等※の派遣も認められるようになった（R3.4.1施行）が、同様に不足している歯科医師、歯科衛生士にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。 <p>※看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師</p>
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> 都市部医療機関からへき地医療機関への医療従事者の派遣等により、へき地医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。 これにより、へき地医療を地域全体で支えるシステムの構築が図られるとともに、へき地においても住民が安心して生活できる体制につながる。
所管府省庁等	厚生労働省

(7) 介護

●人員配置基準の緩和

対象業種	介護事業
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職種の外国人技能実習生について、実習開始日から6ヶ月を経過した者は、法令に基づく職員の配置基準において職員等とみなす基準を緩和 <p>※ケアの安全性の確保体制なども踏まえ、現在、令和6年度介護報酬改定に向け社会保障審議会介護給付費分科会において議論中</p>
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を緩和することで、6ヶ月未満の外国人技能実習生であっても配置基準上の職員に含めることができ可能になり、介護事業所における人材不足への効果が期待される
所管府省庁等	厚生労働省

対象業種	介護事業
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り機器やインカムなどの業務効率化、負担軽減に資するICT機器を導入した場合に、法令に基づく職員の配置基準の緩和 <p>※実証事業の結果を踏まえ、現在、令和6年度介護報酬改定に向け介護保健審議会介護給付費分科会において議論中</p>
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICT等の導入等による業務時間効果が考慮され、一定条件下で配置基準が緩和されることで、人員不足下での事業所運営が可能となり、また、デジタル化の推進にもつながる
所管府省庁等	厚生労働省

●居宅介護支援事業所における特定事業所加算の取得要件の見直し

対象業種	介護事業
規制緩和の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算（Ⅰ）の取得要件である、①運営基準減算の適用を受けていないこと、②人員配置要件（常勤専従の主任介護支援専門員2名の必置）、③要介護状態区分3以上の利用者割合要件（要介護3以上の利用者が40%以上）の緩和、及び同（Ⅰ）～（Ⅲ）共通の取得要件である24時間連絡体制要件の緩和
規制緩和が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・掲記した取得要件の緩和により居宅介護支援事業所の経営環境が安定化・改善されることにより、同事業所の介護支援専門員の処遇改善やキャリアラダー、人材育成体制の整備等へつながり、同事業所が選ばれる魅力ある職場となることが、介護支援専門員の確保につながるものと期待している。
所管府省庁等	厚生労働省